

工)を行なわれた「サロベツ総合調査」

の結果が、「泥炭地の生態」(72年、道開発局発行)として刊行されている。水害の原因と実態についてこう記してある。

「……河川勾配がゆるく、かつ海水面との比高が僅少であることから、潮位は現在も変わらない。「泥炭地特有の地盤沈下が水害の原因」は、誤った見解なのだ。

道開発局は、水害の原因が地勢的な条件にある、と認めている。その条件は現在も変わらない。「泥炭地特有の地盤沈下が水害の原因」は、誤った見解なのだ。

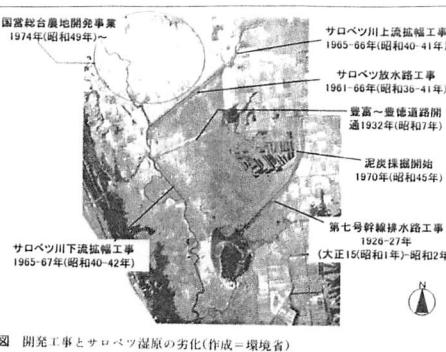


図 開発工事とサロベツ湿原の劣化(作成=環境省)

開発工事で劣化したサロベツ湿原(作成=環境省)

放水路で解消したが……

観光スポットになつてゐるサロベツ原生花園の北側

豊富町落合地区で酪農を営む八重沢勇さん(33年、新潟県生まれ)は、

五十三年前に入植し、サロベツ川を挟んでニレやヤチダモが林立する土地を拠りた。当時は融雪期の約一ヶ月にわたつて住宅の床上まで浸水し、一階で生活せざるを得なかつた。

「一月三月になると丸太を用意し、そこに板を載せ、床を一重にして牛や馬、豚を飼つた。そうしないと(家畜が)沈んでしまふんです。入植者の子どもたちは、

(水害で自家から通学できず)半月ほども校長住宅に泊めてもらつていました」

水害で畑作物が一晩で壊滅し、豚の工

サにしかならない。洪水時に表土が流出するのを防ぐために、不眠不休で必死に土のうを積んだこともある。

「なぜ、こんなところに人植したの?」と、よく聞かれた。ずいぶん悩んだが、当時の相馬惣三郎町長から「サロベツ川を切り換えると、町内一の土地になる」と励まされ、我慢した。その後と一緒に道

庁を訪れ、サロベツ放水路の着工を知事に直談判したこともある。

放水路は六年後に完成して八重沢さん

の苦闘は終わつたが、サロベツ川上流の芦

「いまも続く水害は他人事じゃない」と農家仲間を案じる八重沢勇さん



大きな治水対策は無理残された道は直接支払い

川・開源地区や支流の清明川流域は取り残された。だから、なお水害に悩む農家

のことを、決して他人事とは思えない。

「僕らには希望があつたが、その人たちはこれまで、我慢した。その後と一緒に道

庁を訪れ、サロベツ放水路の着工を知事に直談判したこともある。

放水路は六年後に完成して八重沢さん

の苦闘は終わつたが、サロベツ川上流の芦

うのが一般的だが、ここは北海道が河川管理者。全国的にも特異なケースだ。が、道の影は薄い。サロベツ放水路や湿地帯を掘削してできた中小河川は、いずれも国の農地開発事業を使って造られた。農業予算を治水に振り向ける苦肉の策だ。それだけに国の責任は大きい。

開発局は六〇年代、幌延町内のサロベツ川下流部から砂丘林をぶち抜く放水路を掘削し、洪水時に日本海へ直接流す構想を立てた。が、七四年にサロベツ湿原は国立公園に指定され、漁業團体から反対意見が上がりて町晒しになり、この無謀な構想は頓挫する。

その一方、七四年から二十年余りにわ

たり、湿地帯で農地開発事業が続いた。これほど長期かつ大規模に湿原を草地化した地域は、日本中どこにもない。

こうして、水害に対する手当てを後回しに規模拡大を進めた国策のツケが、立場の弱い人たちに押し寄せる……。わたしの目には、それは天災ではなく、開発政策の貧困と怠慢が生んだ人災に映る。

道の椎内土木現業所は二〇〇〇年、さまざまな治水対策案を示した。ほどなく国や道、地元自治体による協議機関も設置されたが、その案は実行されず、現在は開店休業状態になっている。

「築堤は農地を失うし、泥炭地なので無い。予算がかかり、地元の合意も得られない。一番牧草の収穫作業がピークを迎えた

れるかじうか……。技術的には放水路の掘削も可能だが、あまりにコストがかかる。

現状では、人家には水がつかず、農地だけ冠水する。治水対策に費用がかかる割りに投資効果が少ない。住民の総意がないと、なかなか我々は動けません」

道河川課計画グループの片沼弘明主幹はこう語り、お手上げ状態だと認める。

標高の低い地形に加え、国立公園や漁業に悪影響をおよぼすので、大きな治水工事はできない。残る道は冠水しても経営が成り立つ施策を講じることに尽きる。

「治水はあきらめる。補償策の実現をと年、農業サイドの意向調査を実施するよ

う豊富町に要請している。が、町側はまったく対応していない。

「上サロベツ自然再生協議会のなかで、水をめぐる対応をどうするか議論する機会はある。(道の捉え方とは)認識の違いがあるのではないか」

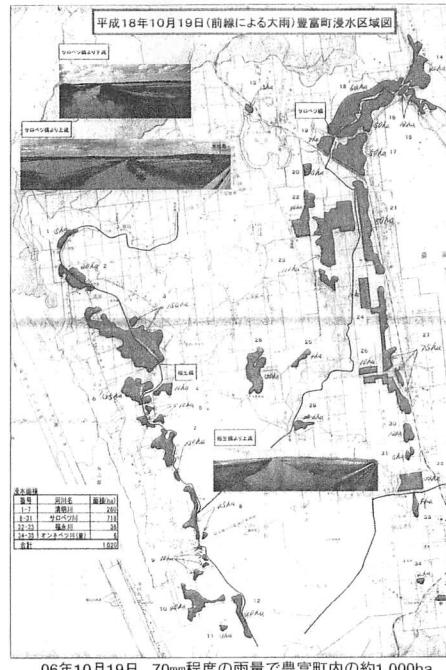
と、工藤栄光町長は調査実施を明言しなかつた。同協議会は二年前、サロベツ湿地の再生に向けた「全体構想」をまとめた。町側はこの構想の一環でもある農地防災事業に過大な期待を寄せ、河川管理者や被害住民の要請に応えていない。

将来に向けた遊水地化や

「自然の遊水地」の有力候補地として真っ先に湿原に戻してもいい、といつ。

豊富町と椎内市の三地区あわせて千数百ヘクタールが遊水地の候補地」とする

「10の声の会」は今春、サロベツ再生構想に向けた公募事業に応募した。水害農地の一部を遊水地として提供するので、湿原の再生に向けた各種モニタリングを実施してはどうか」と提言している。三



06年10月19日、70mm程度の雨量で豊富町内の約1,000ha(塗りつぶした部分)が冠水した[作成=椎内土木現業所]

と酪農家たちが話す。このあたりは、

できるホールを独自に設置し、モニタリ



2008.8.

THE HOPPO JOURNAL



「モニタリング試験」を提案し、ポールを立て水位などを調べる。洪水時には指先の上まで水がつく

福祉の改善に對する給付や各国独自の施策などもある。

アメリカでは「湿地復元プログラム」が成果を上げている。いったん造成した農地を湿地性の動植物の生息地に回復することなどを目的に、農務省と農家が契約を結び、再び湿地に戻すことを奨励するための助成制度。登録農地には地役権（注）他人が所有する土地を、自分の土地の利便性を高めるために利用できる権利（注）が設定されており、農家には土地のリース料や復元費用が支払われている。

日本でも近年、「中山間地域等直接支払交付金制度」や「農地・水・環境保全向上対策」による環境支払いの制度が導入されたが、残念ながらサロベツ湿原周辺にマッチした中身にはなっていない。

冒頭の農水省でのやり取りのなかでは、「中山間地に対する支払いには、地域特性に応じた“特認”的制度がある。“他地域と泥炭地では格差があるから”と知事が客観的に認めるなら、国には異論はありません。直接支払いの件は、地域からビルトアップしてもらうのが原則で、道政部を通じて政策提言していただきたい（農村振興局地域整備課）との見解が示された。道庁に聞くと、「農用地のまま個別補償をするのは、土地利用を規制することになり、現在の法

農業・治水・湿原再生が 共存できる新システムを

開建工務課」とい、酪農と治水対策を両立させている。

福祉の改善に対する給付や各国独自の施策などもある)。

主民グループが遊水地の有力候
蒲地に挙げている芦川地区の草地
写真右)。ヨシやリードカナリー
グラスに席巻されたところも。
春は湖のようになり白鳥がやって
くる(写真下)



「豊富農協の試算によると」二〇一五年の町内農家は五十戸に減る（注）現在は180戸ほど」という。そうした将来を見すえ、①芦川・開源の水害地域は湿原に戻す ②清明川沿いは地役権を設定して遊水地にしたり、直接支払いによって所得補償をする ③オホトマナイ川流域は国立公園に編入または湿原に戻すなどと位置付け、農業・農村の振興と湿原再生を両立させていくべきです」と、代表の梶原さんが提言する。農家のなかには、治水工事や補償策が講じられないことにあきらめの気持ち抱く人もいるが、地道な活動が続く。

「豊富農協の試算によると『二〇二五年の
町内酪農家は五十戸に減る（注）現在は
シングの可能性などをを探り始めた。

国営事業で草地を再整備
「置き土」効果に疑問の声

道開発局は最近 豊富町内の農地四千五百ヘクタールを対象に「サロベツ国管総合農地防災事業」を確定した。今後七年間で排水路の整備(22条40キロ)や暗渠、農地を均す工事などを進める(総事業費246億円、対象農家128戸)。

炭地の宿命」「所詮は土建屋の仕事づくり。客土したほうが農地は良くなる」などの指摘も根強くある。

「町を挙げての悲願」（工藤町長）と熱い視線を浴びる同事業だが、洪水対策として抜本的なものではない。十年に一回とされる降雨時（88㍉）の洪水調節効果はマサロペツ川の水位を下げない限り水はどうしても捌けない。「効果は全体におよぶ」は誇大広告であろう。

深刻な財政赤字のなかで事業に多額の負担金を出す道府内部には、「二メートル近く置き土に効果があるのか？」と疑問視する声があつたという。地元の農家からも、「つがくわせたうどんの販賣」などと嘆かれていた。

いたん造成した草地を維持管理するための公共事業は必要だが、「どんどん排水しつつ湿原は保全しよう」では矛盾した話だ。巨額の事業費の幾らかでも水害農家が求める施策に充てれば、長年の懸案は解決へと向かうだろ？

「水害の原因は地盤沈下」と開発局は言うが、その原因を見誤ると解決策も的外になる。組織の廃止論議が浮上するなか、従来型の事業のあり方を検証する好機であり、自己革新に努めてほしい。

「直接支払い」や地役権で参考になる国内外の事例

日本には現在、被害農家が求めるような施策を盛った農業政策は存在しないが、ヒントになりそうな事例はある。

フランスの条件不利地域支払い制度では、自然環境を保全し、當農を維持することを目的に、農業利用面積の一〇%を限度に「環境制約地域」を設け、大西洋に面した湿原地帯などが指定された。

EU（歐州連合）では、環境や景観、種の多様性の保全、低投入な草地システムの管理などに取り組む農家に対する環境支払いを手厚く給付している（注）ヘクタ

「直接支払い」や地役権で
参考となる国内外の事例

乾燥化が進むサロベツ原生花園。笹がはびこり、湿原植物が減っている



と注文をつけた。同感である。災害弱者を救うのが行政の仕事であろう。

火害弱

逼迫し、食料安全保障の大切さが叫ばれる時代だが、ここは穀物生産に適した地域ではない。歴史に学び、より高齢・過疎化が進む十年、二十年先を展望しながら、本書常襲地域の位置づけを再考し、農業と湿原再生などが両立できる具体策を実現させたいものだ。